

大阪広域環境施設組合  
鶴見工場建替・運転委託事業

入札説明書

令和4年4月15日

大阪広域環境施設組合

# 目 次

【用語集】	1
第1章 入札説明書の位置付け	4
第2章 事業の概要	5
第3章 事業者の選定等	10
第4章 入札に関する条件等	11
第5章 提案に関する条件	23
第6章 提出書類	27
第7章 提出書類作成要領	29
第8章 事業実施に関する事項	32
第9章 事業契約に関する事項	34
別紙1 計画地位置図	35
別紙2 事業スキーム図	36
別紙3 入札書等の提出用封筒作成要領	37
別紙4 予想されるリスク及び組合と事業者のリスク分担表	38
別紙5 (参考)運転管理モニタリング実施要領等	41

## 【用語集】

入札説明書で用いる用語を以下のとおり定義する。

(五十音順)

用語	定義
維持管理	本施設の基本性能を確保・維持するため、組合が行う点検、検査、整備、更新などの行為をいう。
受入基準	「大阪広域環境施設組合処理施設の受入基準」をいう。
運転管理業務	本事業のうち、運転管理事業者が実施する本施設の運転に係る業務をいう。
運転管理業務委託契約	本事業の運転管理業務実施のために、基本契約に基づき、組合と運転管理事業者が締結する契約をいう。
運転管理事業者	参加表明書に記載された構成企業のうち運転管理業務を担当する者で、組合と運転管理業務委託契約を締結する単独企業又は共同企業体をいう。
外構施設等	構内道路、構内排水設備、駐車場、植栽・芝張り、門、囲障等をいう。
管理棟	組合の事務所を置き、来場者の窓口となる施設をいう。見学者が集合し工場概要説明を行う会議室等を有する。
基本契約	事業者の本事業を一括で発注するために、組合と事業者が締結する契約をいう。
基本性能	設備によって備え持つ施設としての機能で、引渡し時において確認される施設の性能であり、「要求水準書 第2編第1章6 性能保証」に示す保証条件をいう。
組合	大阪広域環境施設組合をいう。大阪広域環境施設組合は、大阪市、八尾市、松原市及び守口市から排出される一般廃棄物を共同処理するための一部事務組合（特別地方公共団体）である。
計量棟	本施設に搬入される家庭系ごみ、事業系ごみ、火事跡ごみ等を計量する施設をいう。
建設工事請負契約	本事業の設計・建設業務の実施のために、基本契約に基づき、組合と建設事業者が締結する契約をいう。
建設事業者	参加表明書に記載された構成企業のうち設計・建設業務を担当する者で、組合と建設工事請負契約を締結する単独企業又は共同企業体をいう。
建築物等	本施設のうち、プラント設備を除く建築物を総称していう。
工場棟	ごみピット、焼却炉、ボイラー、排ガス処理装置等からなる、ごみ処理設備一式が一体的に配置された施設をいう。
構成企業	入札参加者を構成する企業をいい、本事業の一部を請負又は受託することを予定している者をいう。建築工事及びプラント設備工事の設計を実施する設計企業、建築工事及びプラント設備工事を実施する建設企業、運転管理業務を実施する運転管理企業からなる。
構成市	大阪市、八尾市、松原市及び守口市の4市をいう。
事業者	組合と本事業の基本契約を締結する者をいい、落札者の建設事業者及び運転管理事業者で構成される。

用語	定義
事業契約	本事業に係る基本契約、建設工事請負契約及び運転管理業務委託契約の3つの契約を総称していう。
焼却灰	受入した廃棄物を焼却処理した際に発生する主灰をいう。
設計・建設業務	本事業のうち、本施設の設計・建設に係る業務をいう。
代表企業	入札時に入札参加者の代表を務める者をいう。本件ではプラント設備工事を実施する企業とする。
鶴見工場	大阪市鶴見区焼野に位置し、大阪市、八尾市、松原市及び守口市の4市で発生する、家庭系ごみ、事業系ごみ等の焼却処理を行うとともに、焼却処理に伴い発生する熱エネルギーを回収し発電等を行う施設をいう。
提案書	要求水準書を基に入札参加者が組合へ提出する本施設の設計・建設業務及び運転管理業務に関する提案図書をいう。
入札参加者	本事業の入札に参加する企業若しくは企業グループをいう。
入札参加希望者	本施設の設計・建設業務、運転管理業務の能力を有し、本事業に参加する単独企業又は複数の企業で構成される者をいう。参加表明書に記載された構成企業で構成される。
入札説明書等	入札公告の際に組合が公表する書類一式をいう。具体的には、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、基本契約書、建設工事請負契約書、運転管理業務委託契約書、様式集、その他これらに付属又は関連する書類を総称して又は個別にいう。
入札説明書	入札公告時に組合が公表する「大阪広域環境施設組合鶴見工場建替・運転委託事業入札説明書」をいう。
入札提案書類	入札参加者が、入札説明書等に規定する提案審査を受けるために組合へ期限内に提出する「入札書」「提案書」その他これらに付属又は関連する書類を総称していう。
搬入不適物	「大阪広域環境施設組合処理施設の受入基準」において搬入してはならないとされているものをいう。
不可抗力	組合及び事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由を意味し、天変地異等、騒乱、暴動、第三者の行為その他自然的又は人為的な現象のうち通常予見不可能なものをいう。ただし、法令等の変更は「不可抗力」に含まれないものとする。
プラント設備	本施設の設備のうち、処理対象物を処理するために必要なすべての設備（機械設備、配管設備、電気設備、計装制御設備等を含むが、これに限らない。）を総称していう。
本事業	組合が実施する「大阪広域環境施設組合鶴見工場建替・運転委託事業」をいう。
本施設	本事業で事業者が設計・建設し運転管理する鶴見工場の管理棟、工場棟、計量棟、その他付帯する建物、煙突、外構施設等から構成されるごみ処理施設を総称していう。

用 語	定 義
モニタリング	事業者による設計・建設業務及び運転管理業務の実施状況が、各契約書及び要求水準書などに定める要件を満たしているか確認するために行う組合の監視をいう。
要求水準書	入札公告時に組合が公表する「大阪広域環境施設組合鶴見工場建替・運転委託事業要求水準書」をいう。
落札者	入札参加者の中から本事業を実施する者として選定された入札参加者をいう。
落札者決定基準	入札公告時に組合が公表する「大阪広域環境施設組合鶴見工場建替・運転委託事業落札者決定基準」をいう。
リスク	本事業の実施に当たり、契約締結時点ではその影響を正確には想定できないような不確実性のある事由によって、損失が発生する可能性をいう。

## **第 1 章 入札説明書の位置付け**

この入札説明書は、組合が実施する本事業において、本事業の入札（以下「本件入札」という。）への入札参加希望者に対して公表（配布）するものである。本事業に係る入札公告による一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書による。

また、以下の別添資料 1 から 6 に示す資料は、この入札説明書と一体のものである。

別添資料 1：要求水準書

別添資料 2：落札者決定基準

別添資料 3：様式集

別添資料 4：基本契約書

別添資料 5：建設工事請負契約書

別添資料 6：運転管理業務委託契約書

## 第2章 事業の概要

### 1 事業名称

大阪広域環境施設組合 鶴見工場建替・運転委託事業

### 2 対象となる公共施設等の種類

一般廃棄物処理施設（ごみ焼却工場）

### 3 公共施設等の管理者

大阪広域環境施設組合 管理者 松井 一郎

### 4 事業計画地

大阪市鶴見区焼野2丁目11番（別紙1「計画地位置図」参照）

敷地面積	約 24,000 m <sup>2</sup>
区域区分	都市計画区域
用途地域	準工業地域
容積率	200%
建ぺい率	60%
高度地区	指定なし
駐車場整備地区	指定なし

### 5 事業目的

本事業は、平成2年3月に竣工後、約32年間稼働した鶴見工場の老朽化への対応として、新たな施設に建替えを行うものである。

本事業の実施に当たっては、新施設の設計・建設並びに運転管理を民間事業者に一括かつ長期的に委ねる「公設運転委託」方式を採用することにより、民間事業者の有する経営能力及び技術的能力を活用して効率的かつ効果的に設計・建設・運転管理を行い、循環型社会形成に向けたごみの適正処理、効率的なエネルギー回収、環境負荷の低減、地球温暖化防止対策の推進などの課題に対処するとともに、公共サービスの水準の向上を図ることを目的とするものである。

### 6 本施設の概要

- (1) 施設の名称 鶴見工場
- (2) 施設の種類 一般廃棄物処理施設（ごみ焼却工場）
- (3) 処理方式 全連続燃焼式（ストーカ式）

- (4) 処理能力 620t/日 (310t/日×2炉)
- (5) 余熱利用 蒸気、電力

## 7 処理対象物

### (1) 可燃性ごみ

構成市から排出された一般廃棄物のうち、組合が定める受入基準に適合するものであり、構成市及び構成市の許可業者等が搬入したごみ並びに市民等が自己搬入したごみをいう。

### (2) 災害廃棄物

構成市から排出された災害廃棄物のうち、組合が定める受入基準に適合するものをいう。

## 8 事業内容

### (1) 事業方式

本事業は、公共が資金を調達し、事業者が設計・建設・運転管理を一括して受託する「公設運転委託」方式により実施するものとし、鶴見工場は組合が所有する。

本事業の設計・建設業務については、環境省「循環型社会形成推進交付金」（以下「交付金」という。）の対象事業として実施する。

組合は本施設を建替え後 30 年間にわたって使用する予定であり、事業者は 30 年間の使用を前提として本事業を実施すること。

### (2) 契約の形態

ア 組合は、本事業の設計・建設業務及び運転管理業務を事業者に一括で委託するため、事業者と基本契約を締結する。

イ 基本契約に基づいて、組合は、建設事業者と本事業に係る建設工事請負契約を締結する。

ウ 基本契約に基づいて、組合は、運転管理事業者と運転管理業務委託契約を締結する。

エ 基本契約、建設工事請負契約、運転管理業務委託契約の 3 つの契約をまとめた事業契約の各々についての締結主体を別紙 2 「事業スキーム図」に示す。

### (3) 事業期間

契約締結日（令和 5 年 2 月予定）から令和 31 年 3 月 31 日までの約 26 年 2 か月間とする。

ア 設計・建設期間：契約締結日から令和 11 年 3 月 31 日までの約 6 年 2 か月間  
（試運転期間 180 日以上を含む。）

イ 運転期間：令和 11 年 4 月 1 日から令和 31 年 3 月 31 日までの 20 年間



(4) 事業スケジュール（予定）

ア	落札者の決定	令和4年11月
イ	事業契約仮契約の締結	令和4年12月
ウ	契約議案の議会への提出	令和5年2月
エ	事業契約の締結	令和5年2月
オ	設計・建設着手	令和5年2月
カ	本施設の供用開始	令和11年4月
キ	運転期間	令和11年4月～令和31年3月（20年間）

(5) 運転期間終了時の取扱い

運転管理事業者は、業務遂行にかかり自ら設置した物品等を撤去し、組合から借用した事務室等を原状回復すること。また、原状回復の方法について事前に組合と協議し、承諾を得ること。

なお、組合は、運転期間終了の36か月前から運転期間終了後の本施設の運転方法について検討し、事業者は組合の検討に協力する。

(6) 事業者が行う業務範囲

事業者が行う業務の範囲は以下に示すとおりである。事業者は、事業期間を通じ、組合が行う行政手続等に対して協力する。なお、具体的な業務の範囲については、要求水準書を参照すること。

ア 設計・建設業務

鶴見工場の建替え後30年間以上の運転を前提とし、必要となる本施設の設計及び施工を行うものである。本施設を新たな施設に建替えるとともに、本施設の建替えに当たり必要となる解体工事を併せて実施し、計画ごみ質の範囲で620t/日（310t/24h×2炉）の処理能力をもつ、ストーカ式焼却炉に建替えるものである。

イ 運転管理業務

運転管理事業者が本施設の基本性能を発揮させ、安定性、安全性を確保しつつ、効率的に運転管理するものである。運転管理事業者は、以下の事項を踏まえ20年間の運転管理に関する業務に取り組むこととする。

(ア) 本施設の持つ基本性能を最大限発揮させ、構成市から発生する一般廃棄物の処理を実施する。

(イ) 組合が行う維持管理と情報を共有し、施設の性能を考慮した適切な運転管理を行う。

(ウ) 安定した稼働を実現し、本施設の安全性を確保する。また、環境負荷の低減に努め、周辺の住民の信頼と理解、協力を得る。

(エ) ごみ焼却エネルギーの有効利用や省エネルギー、脱炭素に取り組み、効率的な運転を行う。

(オ) 組合が本業務に関連して実施する各種業務に協力する。

(カ) 組合他工場との連携をはかり、安定した運転管理に努める

(7) 組合が行う業務範囲

組合が行う業務の範囲は次のとおりとする。

ア 設計・建設業務

- (ア) 処理対象物の搬入調整（試運転及び性能試験時）
- (イ) 焼却灰、捕集灰処理物、搬入不適物等の最終処分等、有価物処分（同上）
- (ウ) 搬入物検査（同上）
- (エ) 工事監理（設計・施工モニタリング）
- (オ) 住民対応
- (カ) 施設見学者の対応
- (キ) 本事業に必要な手続き
- (ク) 設計・建設費の支払
- (ケ) その他上記それぞれを実施するうえで必要な業務

イ 運転管理業務

- (ア) 処理対象物の搬入調整
- (イ) 焼却灰、捕集灰処理物、搬入不適物等の最終処分等
- (ウ) 搬入物検査
- (エ) 資源物等の管理
- (オ) 運転管理モニタリング
- (カ) 維持管理
- (キ) 住民対応
- (ク) 施設見学者の対応
- (ケ) 本事業に必要な手続き
- (コ) 運転管理業務委託料の支払

(8) 事業者の収入に関する事項

本事業における事業者の収入は次のとおりとする。

ア 設計・建設業務に係る対価

組合は、大阪広域環境施設組合会計規則（以下「会計規則」という。）に基づき、本事業の設計・建設業務に係る対価を建設業者に支払う。

イ 運転管理業務に係る対価

組合は、会計規則に基づき、本施設の運転管理業務に係る対価を運転期間にわたって運転管理業者に支払う。なお、物価変動等の費用変動要素について、年1回見直しのための確認を行い、必要に応じて費用の改定を行う。

9 関係法令等の遵守

組合及び事業者は、本事業を実施するに当たり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法

律（昭和 45 年法律第 137 号）」（以下、「廃掃法」という。）をはじめ、関係する各種法令、条例、規則及び要綱等を遵守しなければならない。

### 第3章 事業者の選定等

#### 1 落札者の決定方法

本事業は、設計・建設段階から運転管理段階の各業務を通じて、事業者に効率的かつ効果的なサービスの提供を求めるものである。したがって、落札者の決定方法については、入札価格のほか、設計・建設、運転管理等の提案内容、組合の要求水準との適合性並びに事業計画の妥当性・確実性等の各面から総合的に評価する総合評価落札方式を採用する。

予定価格の制限の範囲内で、入札説明書等で指定する性能等の要求水準を満たしている提案をした入札参加者の中から、下記のスケジュールをもって落札者を決定する。

なお、落札者決定に当たっての具体的な手順等は、落札者決定基準による。

表1 事業者の募集・選定スケジュール（予定）

時 期	内 容
令和4年4月15日（金）	入札公告（入札説明書等の公表）
令和4年4月15日（金） ～5月13日（金）	質問の受付（第1回）
令和4年4月20日（水） ～5月12日（木）	現地見学会（鶴見工場）
令和4年5月27日（金）	質問回答の公表（第1回）
令和4年6月3日（金） ～6月17日（金）	参加資格審査申請書類の受付
令和4年6月24日（金）	資格審査結果の通知
令和4年7月8日（金） ～7月22日（金）	質問の受付（第2回）
令和4年8月5日（金）	質問回答の公表（第2回）
令和4年9月16日（金） ～9月30日（金）	提案書及び入札書の受付
令和4年11月中旬	提案書に関するヒアリング、審査
令和4年11月中旬	開札
令和4年11月下旬	落札者の決定及び公表
令和4年12月中旬	事業契約仮契約締結
令和5年2月上旬	事業契約締結

#### 2 提案書の審査

入札参加者から提出された提案書の審査は、組合職員で構成する「公共工事総合評価落札方式技術審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において審査を行う。

#### 3 落札者の決定

組合は、審査委員会における最優秀提案の選定結果をもとに、落札者を決定する。

#### 4 審査結果

審査結果は、落札者決定後、速やかに入札参加者に対して通知するとともに、組合ホームページにおいて公表する。電話等による問合せには応じない。

## 第4章 入札に関する条件等

### 1 入札参加者の備えるべき参加資格要件

#### (1) 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は、次のとおりとする。

ア 入札参加者は、設計企業、建設企業及び運転管理企業を含む複数の企業のグループ（一企業がこれらの役割のいくつかを兼任することも認める。）により構成されるものとする。また入札参加者は、参加資格要件を全て満たすことにより1者とする 것도可能とする。なお、入札参加者の構成企業は、参加表明書の提出時に企業名を表明しなければならない。

イ 入札参加者の構成企業の企業数の上限は任意とするが、構成企業は本事業の実施に関して各々適切な役割を担う必要がある。

ウ 入札参加者は、「第4章1(2)エ」に示す建設企業のうち、本施設のプラント設備工事を実施する企業を、当該入札参加者を代表する「代表企業」として定めるものとする。なお、当該代表企業が入札手続き等を行うものとする。

エ 参加表明書提出以降、入札参加者の構成企業の変更は原則として認めない。ただし、特段の事情があると組合が認めた場合は、この限りではない。

オ 入札参加者の構成企業が、他の入札参加者の構成企業となることは認めない。なお、参加表明書提出以降、特段の事情があると組合が認めた場合であっても、かつて他の入札参加者の構成企業であった者（構成企業の変更や失格により入札参加者ではなくなった者）が当該入札参加者の構成企業となることは認めない。

カ 入札参加者の構成企業のいずれかと会社法（平成17年法律第86号）第2条に規定する親会社又は子会社に該当する法人は、他の入札参加者の構成企業になることはできない。また、親会社を同じくする子会社は、他の入札参加者の構成企業になることはできない。

キ 入札参加者の構成企業のいずれかの役員が、役員を兼ねている企業は、他の入札参加者の構成企業になることはできない。

ク 以下のいずれかに該当する2者については、異なる入札参加者の構成企業になることはできない。

(ア) 一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が夫婦、親子の関係である場合

(イ) 一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が血族の兄弟姉妹の関係である場合で、かつ、本店又は受任者を設けている場合の支店（営業所を含む）の所在地が、同一場所である場合

(ウ) 一方の会社の電話、ファクシミリ、メールアドレス等の連絡先が、他方の会社と同一である場合

(エ) 一方の会社の組合の入札に関わる営業活動を携わる者が、他方の会社と同一である場合

ケ 同一入札参加者が複数の提案を行うことは禁止する。

(2) 入札参加者の要件

入札参加者の構成企業は、以下の要件を満たしていなければならない。

ア 本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。

イ 構成企業は、組合の最新の入札参加資格を取得していること。

入札参加資格の取得については、当組合及び大阪市の入札参加資格審査申請要領を参照すること。

当組合：<https://www.osaka-env-paa.jp/nyusatsu/info/shinsei.html>

大阪市：<http://www2.keiyaku.city.osaka.lg.jp/help/download/download.html>

ウ 設計企業は、次の要件を全て満たしていること。なお、設計企業の役割を、建築工事担当、プラント設備工事担当に分割し、それぞれを別企業によって実施することが可能である。

(ア) 建築工事の設計を実施する企業にあつては、「建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）」第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

(イ) プラント設備工事の設計を実施する企業にあつては、地方公共団体の一般廃棄物処理施設について、以下の実績を有すること。

A 以下の B～E の全ての要件に当てはまるストーカ炉の設計実績を 1 件以上有すること。

B 平成 26 年度以降の受注実績であること。

C 1 炉につき 100t/日以上とし、2 炉構成以上の施設であること。

D ボイラータービン式発電設備を有する施設であること。

E 1 年以上の稼動実績を有すること。

エ 建設企業は、次の要件を全て満たしていること。なお、建設企業の役割を、建築工事担当、プラント設備工事担当に分割し、それぞれを別企業によって実施することが可能である。

(ア) 建築工事を実施する企業にあつては、「建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）」第 3 条第 1 項の規定による建築一式工事につき特定建設業の許可を受けていること。

(イ) 建築工事を実施する企業にあつては、建築工事に必要な監理技術者資格者証を有する者を専任で配置できること。

(ウ) 建築工事を実施する企業にあつては、「建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）」第 3 条第 1 項に規定する建築一式工事に係る経営事項審査総合評定値通知書の総合評定値が、参加表明書の受付期限日において 1,100 点以上であること。

(エ) 建築工事を実施する企業にあつては、契約締結の営業所を大阪市内としている者であること。

(オ) プラント設備工事を実施する企業にあつては、「建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）」第 3 条第 1 項の規定による清掃施設工事の特定建設業の許可を受けていること。

(カ) プラント設備工事を実施する企業にあつては、プラント設備工事に必要な監理技術者資格者証を有する者を専任で配置できること。

(キ) プラント設備工事を実施する企業にあっては、「建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）」第 3 条第 1 項に規定する清掃施設工事に係る経営事項審査総合評定値通知書の総合評定値が、参加表明書の受付期限日において 1,100 点以上であること。

(ク) プラント設備工事を実施する企業にあっては、地方公共団体の一般廃棄物処理施設について、以下の実績を有すること。

A 以下の B～E の全ての要件に当てはまるストーカ炉の建設実績を 1 件以上有すること。

B 平成 26 年度以降の受注実績であること。

C 1 炉につき 100t/日以上とし、2 炉構成以上の施設であること。

D ボイラータービン式発電設備を有する施設であること。

E 1 年以上の稼働実績を有すること。

オ 運転管理企業は、次の要件を全て満たしていること。

(ア) 一般廃棄物を対象とし、ボイラータービン式発電設備を有するストーカ炉（2 炉構成以上）の運転管理実績を 1 件以上有していること。

(イ) 廃棄物処理施設技術管理者に成り得る資格を有し、一般廃棄物を対象とし、ボイラータービン式発電設備を有するストーカ炉（1 炉につき 100t/日以上とし、2 炉構成以上）の要件の施設において、現場総括責任者としての経験を有する技術者を本事業の現場総括責任者として運転開始後 2 年間以上配置できること。

(ウ) 本施設の運転に当たり、事業者の責務を達成するために必要な資格者を配置できること。

### (3) 構成企業の制限

次に該当する者は、入札参加者となることはできない。

ア 「地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）」第 167 条の 4 の規定に該当する者

イ 参加表明書の提出日において、組合の最新の入札参加資格を取得していない者

ウ 「大阪広域環境施設組合競争入札参加停止措置要綱」に基づく競争入札参加停止等の措置を受けている者

エ 法人でない者

オ 廃掃法に基づく罰金刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者

カ 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であるとみとめられる者

キ 「会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）」に基づく更生手続開始の申立てをなし、又は申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされた場合を除く。）

ク 「民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）」に基づく再生手続開始の申立てをなし、又は申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされた場合を除く。）

ケ 「破産法（平成 16 年法律第 75 号）」に基づく破産手続開始の申立てをなし、又は申立てがなされている者

コ 「会社法（平成 17 年法律第 86 号）」に基づく特別清算開始命令がなされた者

サ 国税又は地方税を滞納している者

シ 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）」第2条第2号に掲げる暴力団の関係者及び不正に利益を得るためにその関係者を使用したり、その関係者に対して不当に利益を与えるなど社会的に非難されるべき関係を有している者

ス 本事業に係るアドバイザー業務を受託している者又はこれらの者と、「第4章1(1)カ～ク」の関係に該当する者

本事業に関し、組合のアドバイザー業務を行う者は、次のとおりである。

・中日本建設コンサルタント株式会社

#### (4) 参加資格審査

ア 参加資格審査基準日は参加資格審査申請書類の受付最終日とする。

イ 参加資格審査基準日の翌日から入札提案書類提出日までの間に代表企業が入札参加資格要件を欠いた場合、組合は当該入札参加者を落札者決定のため審査対象から除外する。ただし、代表企業以外の構成企業が入札参加資格を欠いた場合で、当該入札参加者が、入札参加資格を欠いた構成企業に代わって、入札参加資格を有する構成企業を補充し、組合が行う入札参加資格の確認により、入札参加資格を有することが認められた場合は、入札に参加できるものとする。なお、この場合の補充する構成企業の入札参加資格確認基準日は、当初の構成企業が入札参加資格を欠いた日とする。

ウ 組合が入札提案書類提出日の翌日から落札者決定日までの間に入札参加者のうち代表企業を含む構成企業が入札参加資格要件を欠いた場合、組合は当該入札参加者を落札者決定のため審査対象から除外する。ただし、代表企業以外の構成企業が入札参加資格を欠いた場合で、組合と協議の上、組合がやむを得ない事情であると判断したときは、入札参加資格を有する構成企業を補充することができる。

エ 落札者決定日の翌日から事業契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間に落札者の代表企業を含む構成企業が入札参加資格を欠いた場合、組合は落札者等と事業契約を締結しない場合がある。この場合において、組合は落札者等に対して一切の費用負担を負わないものとする。

#### (5) 特定建設工事共同企業体の設立に関する要件

本事業の建設工事の施工を目的として特定建設工事共同企業体を結成し工事に当たる場合は、以下によるものとする。

ア 特定建設工事共同企業体の結成方法は、自主結成とする。

イ 特定建設工事共同企業体の運営形態は、共同施工方式（甲型）、分担施工方式（乙型）のどちらも可とする。

ウ 特定建設工事共同企業体の代表者（以下「代表者」という。）は、特定建設工事共同企業体を構成する者（以下「構成員」という。）のうち、プラント設備工事を実施する企業でなければならない。

エ 本事業の入札に参加するに当たり特定建設工事共同企業体の結成を予定する建設



事業者は、落札者決定後、速やかに協定書（様式は任意）を作成し、提出することとする。

オ 組合と契約を締結した特定建設工事共同企業体の有効期間は、当該工事の完成後3か月を経過した日までとする。ただし、当該有効期間満了後であっても、当該工事につき契約不適合責任（かし担保）がある場合には、各構成員は、連帯してその責を負うものとする。

#### (6) 運転管理業務における共同企業体の設立に関する要件

本事業の運転管理業務の遂行を目的として共同企業体を結成し業務に当たる場合は、以下によるものとする。

ア 共同企業体の結成方法は、自主結成とする。

イ 共同企業体の運営形態は、甲型、乙型のどちらも可とする。

ウ 共同企業体の代表者（以下「代表者」という。）の要件は設けない。事業者により共同企業体を構成する者（以下「構成員」という。）の中から1社選定すること。

エ 本事業の入札に参加するに当たり共同企業体の結成を予定する運転管理事業者は、落札者決定後、速やかに協定書（様式は任意）を作成し、提出することとする。

オ 組合と契約を締結した共同企業体の有効期間は、当該業務の完了後3か月を経過した日までとする。ただし、当該有効期間満了後であっても、当該業務につき契約不適合責任（かし担保）がある場合には、各構成員は、連帯してその責を負うものとする。

## 2 入札参加に関する留意事項

### (1) 公正な入札の確保

入札参加者は、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）」等に抵触することのないように留意すること。また、入札参加者は、この入札説明書に定めるもののほか、関係法令を遵守すること。

### (2) 入札説明書等の承諾

入札参加者は、参加表明書及び参加資格審査申請書類の提出をもって、入札説明書等及び追加資料の記載内容を承諾したものとみなす。

### (3) 入札の延期等

組合は、競争性を確保し得ないと認めるときは、入札の執行を延期し、中止し、又は取り消すことがある。

### (4) 入札書の無効

次に掲げる事項のいずれかに該当する入札書は無効とする。

ア 入札説明書に示した参加資格のない者のした入札書

イ 参加資格審査申請書類並びに入札提案書類等に虚偽の記載をした者のした入札書

ウ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書

エ その他入札に関する条件に違反した入札書

(5) 費用の負担

入札に関し必要な費用は、入札参加者の負担とする。

(6) 入札保証金

入札保証金は、大阪広域環境施設組合契約規則（以下「契約規則」という。）を適用し、免除する。なお、落札者となった場合において、正当な理由がなく指定する期限までに契約を締結しないときは、落札金額の 100 分の 3 に相当する違約金を徴収できるものとする。

(7) 使用言語及び単位

使用する言語は日本語、単位は「計量法（平成 4 年法律第 51 号）」に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時を使用する。

(8) 提案書の取扱い

ア 提案書の書換え等の禁止

入札参加者は、受付期限以降における提案書の差し換え及び再提出をすることができない。

イ 著作権

入札参加者から提出される資料の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、組合は、本事業の範囲において公表する場合、その他組合が必要と認める場合には、入札参加者から提出される資料の内容を無償で使用できるものとする。また、契約に至らなかった入札参加者の提案については、本事業の公表の目的以外には使用しない。なお、提出を受けた書類は返却しない。

ウ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、入札参加者が負う。

(9) 組合の提供する資料の取扱い

入札参加者（入札までに辞退したものを含む）は、組合が提供する資料を、本件入札に係る検討以外の目的で使用することを禁じる。また、この検討の範囲内であっても、組合の了承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させたり、または内容を提示することを禁じる。

(10) 入札予定価格の公表

本事業における入札予定価格は、次のとおりとする。

予定価格 金 49,806,620,000 円（消費税及び地方消費税を含まない）

(内訳)

設計・建設業務 金 44,320,220,000 円 (消費税及び地方消費税を含まない)  
運転管理業務 金 5,486,400,000 円 (消費税及び地方消費税を含まない)

- ア 入札予定価格及び入札価格は、事業期間中に組合が事業者を支払う設計・建設業務に係る対価及び運転管理業務に係る対価を単純に合計した金額(現在価値換算前の実額ベース)である。
- イ 入札予定価格及び入札価格には、事業契約に規定する物価変動等に応じた改定は見込んでいない。
- ウ 入札価格が入札予定価格を超える場合、また、入札価格を構成する設計・建設業務及び運転管理業務に係る内訳額のいずれかが上記内訳額を超える場合、組合は入札参加者を失格とする。
- エ 地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2 の規定に基づき、総合評価値の最も高い提案を行った入札参加者が著しく低価格で入札した場合、低入札価格調査を実施する。調査の結果、要求水準書、事業契約書、提案書等に適合した履行がなされないおそれがあると認めるときは、総合評価値の最も高い提案を行った入札参加者を落札者とせず、次順位の入札参加者を落札者とする。なお、次順位の入札参加者も著しく低価格であった場合は、同様の調査を行う。

(11) その他

- ア 入札参加者が 1 者であった場合も、落札者決定基準に従い提案書の審査並びに入札書の開札を行う。
- イ 入札説明書に定めるもののほか、入札に当たって必要な事項が生じた場合には、参加資格審査結果の通知前においては組合ホームページにおいて公表する。適宜、ホームページにおいて確認すること。また、参加資格審査結果の通知後においては入札参加者の代表企業に通知する。
- ウ 組合が提示する資料及び回答書は、入札説明書等と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。

### 3 入札に関する手続き等

(1) 入札説明書等の公表

組合は、次のとおり入札説明書等を公表する。

ア 公表日

令和 4 年 4 月 15 日 (金) 入札公告と同時

イ 公表場所

入札説明書等を組合ホームページにて公表する。ホームページアドレスは「第 4 章 3 (11) 受付担当」を参照すること。

ウ その他貸与・閲覧が可能な資料

次のとおり電子データを記録した CD-R の貸与や資料の閲覧が可能である。

(ア) 提供・閲覧期間

令和4年4月15日（金）から5月13日（金）（土、日、祝日を除く）  
午前9時から正午、午後1時から午後5時30分

(イ) 貸与・閲覧資料

A 貸与可能な資料

- (A) 鶴見工場建設工事図面（PDF形式）
- (B) 鶴見工場排ガス設備棟増築工事図面（PDF形式）
- (C) 鶴見工場用地測量図面（境界確定図・1/500）（PDF形式）

B 閲覧可能な資料

- (A) 鶴見工場煙突調査報告書
- (B) 鶴見工場竣工図（プラント工事）
- (C) 鶴見工場建替用地土質調査業務委託報告書
- (D) マニュアル類（緊急対応マニュアル・震災発生時マニュアル・環境マネジメントシステム・防災マニュアル等）

(ウ) 貸与・閲覧方法

希望者は、「資料貸出・閲覧申込書」（様式第1号）に必要事項を記入のうえ、電子メールにより「第4章3(11) 受付担当」に提出し、提出者は電話により、着信の確認を行うこと。

(2) 現地見学会

ア 鶴見工場現地見学会を次のとおり開催する。

(ア) 日時

令和4年4月20日（水）から5月12日（木）のうち、平日10:00～16:00

(イ) 場所

大阪広域環境施設組合鶴見工場

大阪市鶴見区焼野2丁目11番

※原則として雨天決行

イ 見学方法

現地見学会の参加者希望者は、「現地見学会参加申込書」（様式第2号）に必要事項を記入のうえ、令和4年5月6日（金）午後5時30分までに、電子メールにより「第4章3(11) 受付担当」に提出し、提出者は電話により、着信の確認を行う。なお、現地見学会当日、本事業に関する質問は受け付けない。

(3) 入札説明書等に対する質問受付

入札説明書等の内容等に対する質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

(ア) 第1回：令和4年4月15日（金）から5月13日（金）（土、日、祝日を除く）  
午前9時から正午、午後1時から午後5時30分

(イ) 第2回：令和4年7月8日（金）から7月22日（金）

午前9時から正午、午後1時から午後5時30分

なお、第2回の質問については、「第4章3(6) 参加資格審査結果の通知」の資格審査を受け、参加資格を有すると認められた入札参加者の代表企業のみ質問を提出することができるものとする。

イ 提出方法

入札説明書等に関する質問がある場合は、「入札説明書等に対する質問書」(様式第3号)に必要な事項を記入のうえ、電子メールにより「第4章3(11) 受付担当」に提出し、提出者は電話により、着信の確認を行うこと。

(4) 入札説明書等に対する質問への回答の公表

入札説明書等に対する第1回質問への回答は、令和4年5月27日(金)、第2回質問への回答は令和4年8月5日(金)から、組合ホームページにおいて公表する。ただし、提出者名は公表しない。なお、本事業に直接関係するもののみ回答を行うものとし、すべての質疑に回答するとは限らない。

(5) 参加資格審査申請書類の受付

入札参加希望者は、参加資格審査申請書類を次により提出すること。期限までに提出しない者及び参加資格がないと認められたものは、入札に参加することはできない。なお、提出した後に参加を行わない場合は、「入札辞退届」(様式第10号)を提出すること。入札を辞退した場合に、今後、組合の行う業務において不利益な取扱いをされることはない。

ア 受付期間

令和4年6月3日(金)から6月17日(金)(土、日、祝日を除く)

午前9時から正午、午後1時から午後5時30分

イ 受付場所

「第4章3(11) 受付担当」を参照

ウ 提出方法

持参又は郵送等によるものとする。持参する場合は、事前に連絡し了承を得ること。また、郵送は一般書留郵便を原則とするが、ゆうパック等も可とし、受付期間内に受付場所に必着とする。郵便事故等に起因する不着の場合は、引受時刻証明等により、受付の可否を受付担当にて判定する。ただし、郵送以外の手段により送付する場合は、引受時刻証明等の配送の記録が証明できる書類を提示できるものに限る。

エ 提出書類

「第6章提出書類」に示す参加資格審査申請書類

(6) 参加資格審査結果の通知

参加資格審査の結果については、令和4年6月24日(金)に入札参加者の代表企業に対し、書面にて通知する。この際、受付グループ名を併せて通知するため、提案書の作成に用いること。

(7) 参加資格がないと認められた理由の説明要求及び説明要求に係る回答

入札参加資格がないと認められた入札参加希望者は、書面（様式自由。ただし、代表企業の代表者印を要する。）により説明を求めることができる。組合は、説明を求めた入札参加希望者に対して郵送にて書面により回答する。

ア 受付期間

令和4年6月24日（金）から7月8日（金）（土、日、祝日を除く）  
午前9時から正午、午後1時から午後5時30分

イ 受付場所

「第4章3(11) 受付担当」を参照

ウ 提出方法

持参又は郵送等によるものとする。

エ 回答日

令和4年7月15日（金）

(8) 入札提案書類の受付

参加資格が確認された入札参加者は、入札提案書類を次により提出すること。なお、提出は代表企業が行うこと。

ア 受付期間

令和4年9月16日（金）から9月30日（金）（土、日、祝日を除く）  
午前9時から正午、午後1時から午後5時30分

イ 受付場所

「第4章3(11) 受付担当」を参照

ウ 提出方法

持参又は郵送等によるものとする。持参する場合は、事前に連絡し了承を得ること。また、郵送は一般書留郵便を原則とするが、ゆうパック等も可とし、受付期間内に受付場所に必着とする。郵便事故等に起因する不着の場合は、引受時刻証明等により、受付の可否を受付担当にて判定する。ただし、郵送以外の手段により送付する場合は、引受時刻証明等の配送の記録が証明できる書類を提示できるものに限る。

エ 提出書類

「第6章提出書類」に示す入札提案書類

(9) 提案書に関するヒアリングの実施

審査委員会は、提案内容の確認のため、入札参加者に対して次のとおりヒアリングを行う。

ア 実施日（予定）

令和4年11月中旬

イ 実施方法

ヒアリングは、入札参加者毎に行い、順番は、提案書の受付順とする。時間は、1入

札参加者につき 60～90 分程度を想定する。

ウ その他

入札参加者のヒアリング時間、プレゼンテーションの方法等の詳細は、各入札参加者の代表企業に対し、書面にて事前に別途通知する。

(10) 開札

入札書の開札は、入札参加者又はその代理人 1 名の立ち会いのうえ行うものとする。また、代理人が開札に立ち会う場合、「委任状（入札）」（様式第 1 4 号）を当日持参すること。なお、日時の詳細が決定次第、各入札参加者の代表企業に対し書面にて別途通知する。

ア 開札日（予定）

令和 4 年 11 月中旬

イ 場所

大阪広域環境施設組合入札室

ウ その他

- (ア) 開札に入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない組合職員を立ち合わせるものとする。
- (イ) 開札場には、入札参加者又はその代理人及び入札事務に関係のある組合職員（以下「入札関係職員」という。）、並びに上記(ア)の立会職員以外の者は、入場することができない。
- (ウ) 入札参加者又はその代理人は、開札開始時刻後においては、開札場に入場することができない。
- (エ) 入札参加者又はその代理人が、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員に身分証明書を提示しなければならない。代理人は、委任状（入札）（様式第 1 4 号）をもって、身分証明書に替えることとする。
- (オ) 入札参加者又はその代理人は、入札関係職員が特にやむを得ない事情があると認められた場合を除き、開札場を退場することができない。
- (カ) 開札場において、次の各号の一つに該当するものは当該開札場から退去させる。
  - A 公正な執行を妨げようとした者
  - B 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために連合した者
- (キ) 開札においては、入札価格が入札予定価格の範囲内であるかの確認を行う。当該範囲内の入札書を提出した者がいないときは、入札の執行を取りやめる。

(11) 受付担当

本事業の受付担当は次のとおりである。

受付担当：大阪広域環境施設組合施設部建設企画課

住所：〒545-0052 大阪市阿倍野区阿倍野筋 1 丁目 5 番 1 号 あべのルシアス 12 階

電話：06-6630-3403

ファックス：06-6630-3582

メールアドレス : ja0008@osaka-env-paa.jp

ホームページ : <https://www.osaka-env-paa.jp/>



## 第5章 提案に関する条件

本事業の提案に関する条件は次のとおりである。入札参加者は、これらの条件を踏まえて、入札提案書類等を作成すること。

### 1 事業計画の提案に関する条件

#### (1) 対価の構成

- ア 設計・建設業務に係る対価
- イ 運転管理業務に係る対価

#### (2) 対価の算定方法

- ア 設計・建設業務に係る対価  
価格に当たっては、各年度の年度割を含め、事業者の提案によるものとする。
- イ 運転管理業務に係る対価

区分	支払いの対象となる費用	対価の算定方法※1
運転管理業務委託料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人件費</li> <li>・物品費</li> <li>・諸経費</li> <li>・その他一般管理費</li> </ul>	<p>■各支払期の支払金額 = [左欄対象費用の運転期間中の費用の合計金額] ÷ 支払回数 (4回/年 × 20年)</p>

※1：各支払い時期の運転管理業務委託料は1円未満を切り捨てるものとする。

※2：「各支払期の処理量(実績値)」の単位は(t)とし、小数点以下第2位(10kg 単位)までを有効桁数とする。

#### (3) 対価の支払い方法

- ア 設計・建設業務に係る対価  
建設工事請負契約による。

#### (ア) 各会計年度における設計・建設業務に係る対価の支払限度額の割合

令和4年度から令和10年度の各会計年度の支払限度額及び出来高予定額は、落札者の提案内容を踏まえ組合にて設定し、契約書作成時に事業者へ通知する。

- イ 運転管理業務に係る対価

組合は、運転管理事業者が実施する運転管理業務に係る対価を委託料として、運転期間にわたって運転管理事業者へ支払う。委託料は令和11年度第1四半期分(4月1日～6月末日)を初回として以後年4回、令和30年度第4四半期分(1月1日～3月末日)までの計80回支払われるものとする。

#### (4) 物価変動による改定

- ア 物価変動等の指標

#### (ア) 設計・建設業務に係る対価

設計・建設期間中に、国等からスライド条項の活用に係る通達等が出された場合

で事業者から申出等があった場合には、建設工事請負契約に基づき、組合と事業者の協議の上、変更額を決定する。

(イ) 運転管理業務に係る対価

運転管理業務に係る対価のうち、改定の対象となる費用及び各費用に対応した物価変動等の指標を次に示す。なお、当該指標は、落札者決定後、落札者の提案については、合理性及び妥当性があると組合が認める場合、協議を行い見直しすることができる。

区分	改定の対象となる費用	指標
運転管理業務 委託料	・ 人件費	「毎月勤労統計調査/調査産業計（事業所規模 30 人以上）/現金給与総額指数/大阪府平均」厚生労働省
	・ 物品費 ・ 諸経費 ・ その他一般管理費	「消費税を除く企業向けサービス価格指数/総平均」日本銀行調査統計局

イ 改定の条件

運転管理業務に係る対価の支払額については、年 1 回改定のための確認を行うものとする。

改定時の指標と前回改定時の指標を比較し、±1.5%（下記ウ（ア）に示す改定割合に±0.0151 以上の増減があった場合であり、小数点以下第 4 位未満に端数が生じた場合は、小数点以下第 4 位未満を切り捨てるものとする）を超過する増減があった場合に改定を行うものとする。なお、事業者は変動の有無にかかわらず、組合へ書面により毎年報告を行うこと。

毎年、7 月末時点で公表されている最新の指標（直近 12 ヶ月の平均値）に基づき、8 月末までに見直しを行い、翌年度の運転管理業務の対価を確定する。改定された運転管理業務の対価は、改定年度の翌年の第 1 支払期の支払から反映させる。

初回の改定は、令和 10 年 7 月末時点で公表されている最新の指標（直近 12 ヶ月の平均値）に基づき、令和 10 年 8 月末までに見直しを行い、令和 11 年度の運転管理業務の対価を確定する（比較対象は令和 4 年 3 月末時点で公表されている最新の指標（直近 12 ヶ月の平均値）とする。）。改定された運転管理業務の対価は、令和 11 年度の第 1 支払期の支払から反映させる。なお、初回改定時の基準額は事業契約に定めた額となる。

ウ 改定の計算方法

(ア) 算定式

運転管理業務に係る対価のうち、改定の対象となる費用については、次式に従い見直しを行う。

$$Y=a \times X$$

Y：改定後の当該費用（税抜）

X：前回改定後の当該費用

(税抜、第1回目の改定が行われるまでは事業契約に示された当該費用)

$$a : \text{改定割合} \left( \frac{\text{改定時の指数}}{\text{前回改定時の指数}} \right)$$

注1) 当該指数については、「(4)ア 物価変動等の指標」に示すとおりである。

注2) 改定が行われるまでは契約締結年度における当該指数とする。

注3) 当該改定割合に小数点以下第4位未満に端数が生じた場合は、小数点以下第4位未満を切り捨てる。

## 2 リスク管理の方針

### (1) 基本的考え方

本事業における責任分担の考え方は、組合と事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、本施設の設計・建設業務、運転管理業務の責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、組合が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、組合が責任を負うものとする。

### (2) 予想されるリスクと責任分担

予想されるリスク及び組合と事業者の責任分担は、別紙4の考え方に基づくものとし、責任分担の程度や具体的な内容については、事業契約に定めるものとする。

## 3 保険

建設企業は、組立保険、工事保険、第三者賠償保険等に参加することとする。同様に、運転管理事業者は、第三者賠償保険等に参加することとする。

なお、組合は、本施設の所有者として、本施設に係る建物災害共済（全国社団法人 全国市有物件災害共済会）に参加する。

## 第6章 提出書類

### 1 参加資格審査申請書類

入札参加者は、次の参加表明書および参加資格審査申請書類を1部提出すること。

(1) 参加表明書及び添付書類（様式第4号から様式第8号）

- ア 構成企業表
- イ 委任状（代表企業）
- ウ 委任状（復代理人）

(2) 参加資格審査申請書類（様式第9号）及び添付書類

- ア 会社概要
- イ 企業単体の貸借対照表（直近3年）
- ウ 企業単体の損益計算書（直近3年）
- エ 連結決算の貸借対照表（直近1年）
- オ 連結決算の損益計算書（直近1年）
- カ 納税証明書※（法人税、消費税、法人事業税、法人市民税）
- キ その他入札参加者の資格を証する書類の写し

※カの発行日は、入札公告日から参加資格審査申請書類の提出期日までのものとする。

### 2 入札辞退時の提出書類

参加表明書を提出した後に参加を行わない場合は、次の書類を1部提出すること。

(1) 入札辞退届（様式第10号）

### 3 入札提案書類（提案書）

入札時は、次の提出書類を指定の部数提出すること。

(1) 入札提案書類提出書（様式第11号）

綴じずに1部提出すること。

(2) 要求水準に関する誓約書（様式第12号）

綴じずに1部提出すること。

(3) 入札書（様式第13号）

入札書は封筒に入れ密封し、事業名、宛先、入札参加者名を表記して1部提出すること。また、入札価格内訳書（様式第13-1号及び様式13-2号）も併せて同封し、1部提出すること。

(4) 委任状（入札）（様式第14号）

必要な場合は、綴じずに1部提出すること。

- (5) 入札価格参考資料（設計・建設業務及び運転管理業務に係る対価）（様式第15号）  
様式第15-1号～様式15-4号を併せて入札書に同封し、1部提出すること。
- (6) 設計・建設業務提案書（様式第16号～様式第22号）20部
- (7) 運転管理業務提案書（様式第23号～様式第25号）20部
- (8) その他事項提案書（様式第26号～様式第27号）20部
- (9) 提案書概要版（様式第28号～様式第29号）20部
- (10) 設計図書20部
- ア 施設概要（施設面積、主要施設の仕様等、施設計画の概要を整理すること。）
  - イ 図面
  - ウ 全体配置図
  - エ 動線計画図
  - オ 見学者動線計画図
  - カ 建築一般図（各階平面図、立面図、断面図）
  - キ 建築仕上図
  - ク 各階機器配置平面図
  - ケ 機器配置断面図
  - コ 主要機器の組立図
  - サ フローシート
    - (ア) ごみ、空気、排ガス、灰、飛灰等
    - (イ) ボイラ給水、蒸気、復水等
    - (ウ) 上水、冷却水、再利用水、排水（プラント排水・生活排水等）等
    - (エ) 余熱利用等
    - (オ) 計装系統図
    - (カ) 電気設備主回路単線系統図
  - シ 鳥瞰図
- (11) 設計書等20部（ごみ質ごと、1炉及び2炉ごとに時間当たり処理量に対応した値とする）
- ア 物質収支計算書
  - イ 用役収支計算書
  - ウ 熱収支計算書
  - エ 主要機器設計計算書（性能、容量、数量、構造、材質、操作条件、等）
- (12) 事業計画提案書（様式第30号～様式第31号）20部

## 第7章 提出書類作成要領

### 1 一般的事項

各提出書類を作成するに当たっては、特に組合の指示がない限り、次の事項に留意すること。

- (1) 各提出書類に用いる言語は日本語、通貨は円、単位はSI単位とする。また、原則として横書きで記述する。
- (2) 様式集の各様式に記載されている指示に従うこと。

### 2 参加資格審査申請時の提出書類

参加資格審査申請時の提出書類を作成するに当たっては、特に組合の指示がない限り、次の事項に留意すること。

- (1) 参加表明書（様式第4号）を表紙として、必要書類をまとめ、A4版・縦・左綴じとして1部提出すること。

### 3 入札書

入札書を作成するに当たっては、特に組合の指示がない限り、次の事項に留意すること。

- (1) 入札書（様式第13号）は、入札価格参考資料（設計・建設業務及び運転管理業務に係る対価）（様式第15号）とともに封筒（別紙3参照）に入れ、密封して提出すること。
- (2) 入札価格は、事業期間にわたる設計・建設業務に係る対価及び運転管理業務に係る対価を単純に合計した金額とし、第6章に基づいて算定すること。また、事業契約に規定する物価変動等に応じた改定は見込まないこと。
- (3) 入札価格には、消費税及び地方消費税を加えないこと。
- (4) 提案書全体との整合性を確保すること。

### 4 提案書

提案書を作成するに当たっては、特に組合の指示がない限り、次の事項に留意すること。

- (1) 提案図書は、様式毎に様式集に示す所定のページ数とし、様式集の順番で1冊にまとめ、「設計・建設業務提案書」「運転管理業務提案書」「事業計画提案書」「その他事項提案書」「提案書概要版」をA4版（A3版書類についてはA4版に折込み）・縦・横書き・片面・左綴じとして、各20部提出すること。文字サイズは10.5ポイント以上（図表は含めない）とし、1ページに概ね1,600字程度とすること。提案図書には、各ページの下中央に通し番号（1/●～●/●）をふり、組合から送付された参加資格審査結果通知書に記載された「受付グループ名」を右下に記入する。

- (2) 設計図書及び設計書等は、「入札説明書第7章提出資料3入札提案書類(11)設計図書及び(12)設計書等」に記載した順番で1冊にまとめ、A3版・横・横書き・片面・左綴じとして、各20部提出すること。設計図書等には、各ページの下中央に通し番号(1/●～●/●)をふり、組合から送付された参加資格審査結果通知書に記載された「受付グループ名」を右下に記入する。また、設計図面類については次のとおりとする。
- ア 図面は、JISの建築製図通則に従って作成すること。
- イ 右下に図面名称及び組合から送付された参加資格審査結果通知書に記載された受付グループ名を記入する。
- (3) 提案書のうち文章で記載するものについては、図表、絵及び写真等を使用してよい。また、着色は自由とする。
- (4) ロゴマークの使用を含めて、構成企業かどうかにかかわらず企業名がわかる記述を避けること。ただし、提案書のうちの正本1部については、表紙及び表紙以外の各様式において企業名を明らかにすること(正本に構成企業の凡例をつける対応も可とする。)
- (5) 関心表明書を提案図書又は添付資料として提出する場合には、関心表明の提出先企業名がわかる記述を避けること。ただし、正本1部については、関心表明の提出先企業名を明らかにすること。
- (6) 各様式の記載事項については、様式間の不整合がないよう留意すること。
- (7) 提案書のすべてを収納したCD-R等の電子媒体1部を提出すること。なお、電子媒体については、ウイルスチェック等を行ったうえで提出すること。
- (8) 組合に提出する提案書の電子データは、基本的にはMicrosoft Word(Windows版とし、バージョンは2013以後とする。)、Microsoft Excel(Windows版とし、バージョンは2013以後とする。)を使用すること。なお、図等を文書に貼り付ける場合は、上記ソフト以外のものを使用してもよい。

## 5 留意事項

入札提出書類の作成に当たっては、以下の条件を踏まえること。

### (1) 要求水準書範囲外の提案について

要求水準書に規定されている内容(業務範囲及び仕様)以外の提案については、予め入札説明書等に対する質問において、組合に確認し、了解を得たものに限り有効とする。組合の了解を得ずに提案を行った場合には、落札者決定基準に示す基礎審査において、失格とする場合があるので注意すること。



(2) 構造計算適合性判定委託料について

計画通知の提出に際して実施する構造計算適合性判定に係る費用は、事業者負担とする。

(3) 業務の委託

事業者は、本業務の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、事業者があらかじめ書面により、本業務の一部について、第三者に委託し、又は請け負わせることについて、組合の承諾を得た場合はこの限りではない。

(4) 雇用への配慮

ア 関係法令等に基づく雇用基準等を遵守すること。

イ 下請人等を選定する際は、大阪市、八尾市、松原市、守口市内に本店（建設業法（昭和24年法律第100号）に規定する主たる営業所を含む。）を有する者の中から選定するよう努めること。また、資機材等の調達、納品等においても、積極的に大阪市、八尾市、松原市、守口市内に本店を有する企業を活用するよう努めること。

## 第8章 事業実施に関する事項

### 1 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

#### (1) 係争事由に係る基本的な考え方

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合、組合と事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、法令及び事業契約中に規定する具体的措置に従う。

#### (2) 管轄裁判所

事業契約に関する紛争については、大阪地方裁判所を合意による第一審の専属管轄裁判所とする。

### 2 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

(1) 事業者の提供するサービスが、事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、組合は事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善をすることができなかつた場合、組合は、事業契約を解除することができる。

(2) 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、組合は、事業契約を解除することができる。

(3) 上記(1)、(2)の規定により組合が事業契約を解除した場合、事業者は、組合に生じた損害を賠償しなければならない。

### 3 組合の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

(1) 組合の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は、事業契約を解除することができる。

(2) 上記(1)の規定により事業者が事業契約を解除した場合、組合は、事業者に生じた損害を賠償する。

### 4 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他組合又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、組合及び事業者は、事業継続の可否について協議する。

(1) 設計・建設期間においては、一定の期間内に協議が整わない場合、組合は、相手方に事前に書面でその旨を通知することにより、建設工事請負契約を解除することができる。その場合、運転管理業務委託契約についても解除することができる。

(2) 運転期間においては、組合及び事業者は、それぞれの相手方に事前に書面でその旨を通知することにより、運転管理業務委託契約を解除することができる。

## 5 その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約に定める。

## 6 組合による本事業の実施状況の監視

組合は、事業者が実施する本施設の設計・建設業務及び運転管理業務について、モニタリング（監視）を行う。モニタリングの方法、内容等については、契約後の協議により定める。

### (1) 設計・施工モニタリング

組合は、建設事業者が実施する設計・建設業務について、事業者より提出された設計図書等の内容が、事業者提案書や要求水準書の内容を満たしていること及び関係法令等を遵守していることを確認するとともに、承諾した設計図書等に基づき工事施工していることを確認するため設計・施工モニタリングを行うこととする。

### (2) 運転管理モニタリング

組合は、運転管理事業者が実施する運転管理業務の把握を目的に、定期的又は随時に、公正な視点からのモニタリングを行うこととする。具体的には、計画書、業務報告書等の書面を通じて実施する他、現地調査、ヒアリング（事業者、利用者）等により実施する。運転管理モニタリングの参考例を別紙5に示す。

### (3) 支払の減額等

運転管理業務委託契約、要求水準書で定められたサービス水準及び事業者提案によるサービス内容を充足していないことが判明した場合は、委託料の減額等を行うことがある。減額等の方法については運転管理業務委託契約に規定するが、主に次の事項を勘案して減額等の要否及び額を決定する。

ア サービス水準の充足

イ 上記アを満たさない事項が組合に及ぼす影響度

ウ 上記アを満たさない事項に対する改善

（組合が提示する是正期間内であればペナルティなしとする。）

## 第9章 事業契約に関する事項

### 1 契約手続

#### (1) 事業契約の締結

組合は事業者と基本仮契約を締結する。

基本仮契約の合意内容に基づき、組合は、建設事業者と建設工事請負仮契約を、運営管理事業者と運営管理業務委託仮契約を締結する。

各々の仮契約は、建設工事請負契約が組合議会の議決を得ることにより本契約となる（令和5年2月予定）。

#### (2) 契約を締結しない場合

落札者決定日の翌日から事業契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間、落札者の構成企業が入札参加資格を欠くに至った場合、組合は落札者等と事業契約を締結しない場合がある。この場合において、組合は落札者等に対して一切の費用負担を負わないものとする。

#### (3) 費用の負担

契約書の作成に係る落札者側の弁護士費用、印紙代など、事業契約書の作成に要する費用は、事業者の負担とする。

#### (4) 契約保証金

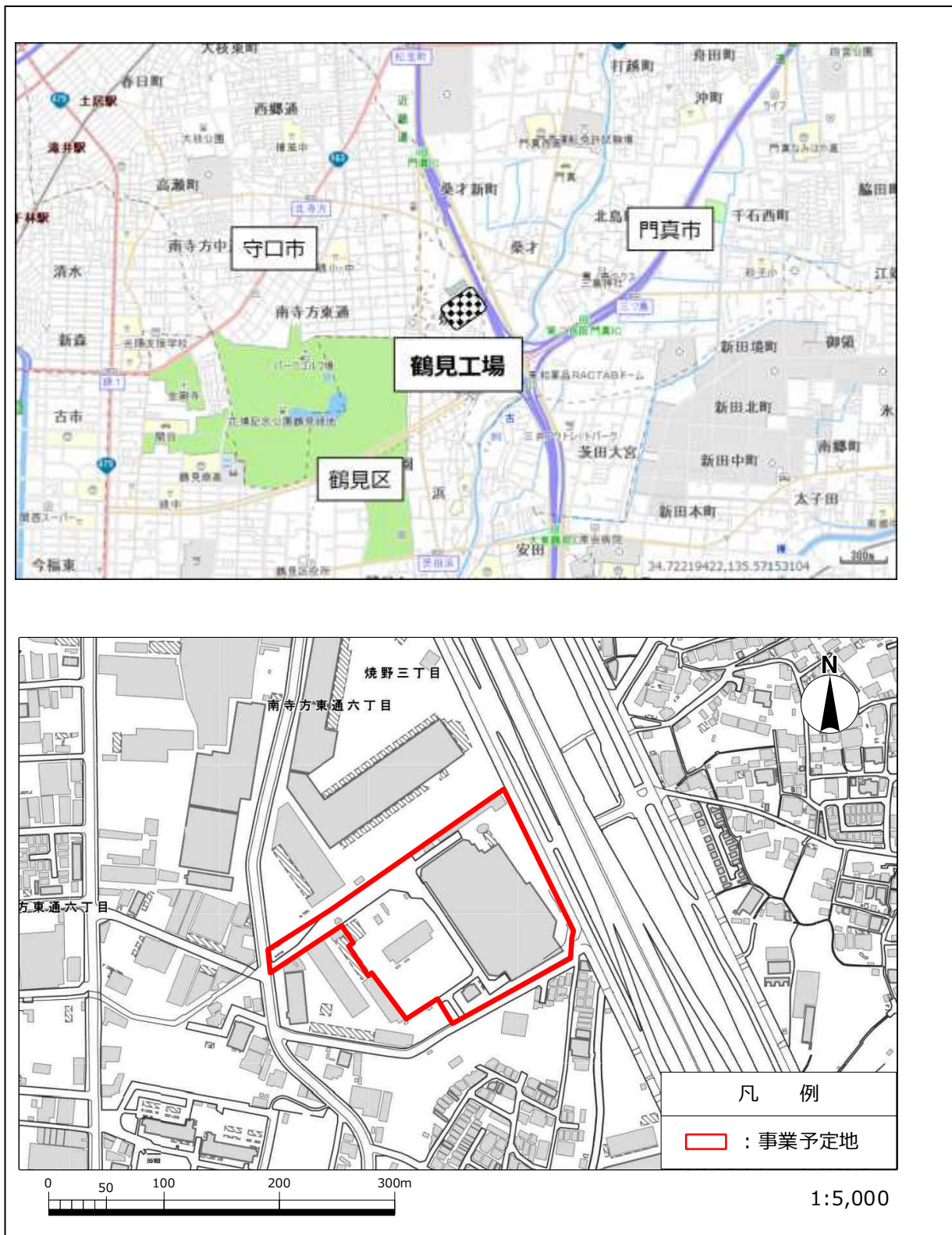
建設工事請負契約については契約金額の100分の10以上とする。ただし、建設事業者が、請負代金額の100分の10以上の履行保証保険の付保したときは、契約規則を適用し免除する。

運営管理業務委託契約については年間委託料の100分の10以上とし、各事業年度の開始日までに納付することとする。ただし、運営管理事業者が、年間委託料の100分の10以上の履行保証保険の付保したときは、契約規則を適用し免除する。

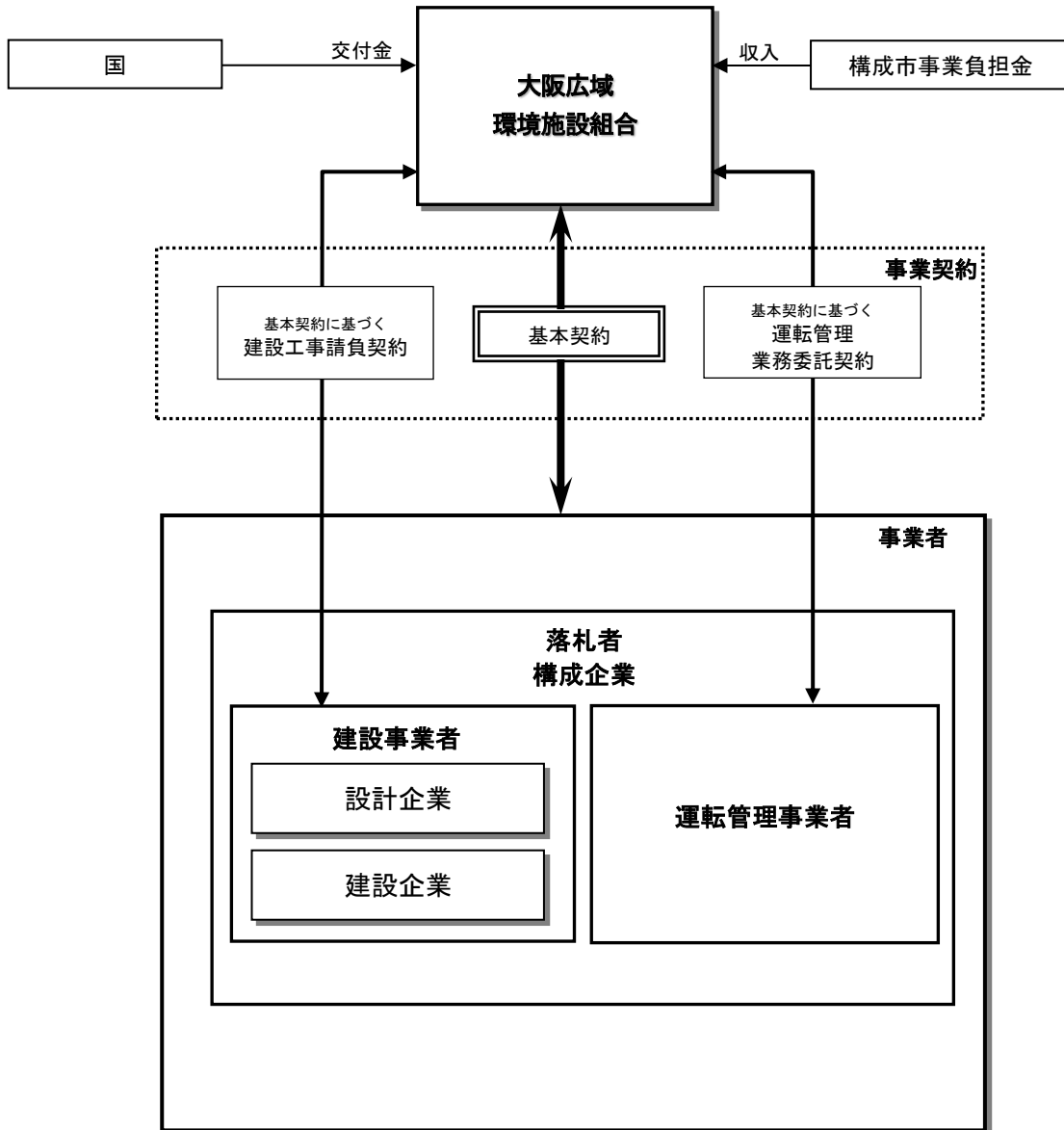
### 2 その他

落札者等が事業契約を締結しない場合は、総合評価一般競争入札の総合評価の得点の高い者から順に契約交渉を行う場合がある。

別紙 1 計画地位置図



別紙2 事業スキーム図



### 別紙 3 入札書等の提出用封筒作成要領

封筒【表】

大阪広域環境施設組合  
契約担当者 事務局長 宛

**入 札 書**

事業名	大阪広域環境施設組合 鶴見工場建替・運転委託事業
-----	--------------------------

封筒【裏】

グループ名 \_\_\_\_\_  
 商号又は名称 \_\_\_\_\_  
 所在地 \_\_\_\_\_  
 氏名 \_\_\_\_\_  
 (代理人 \_\_\_\_\_ )

#### その他

- ・縦書きも可とする。
- ・表面の「入札書」は朱書きとする。
- ・封筒の大きさは、長形 3 号（120mm×235mm）とすること。
- ・封筒中には、様式第 1 3 号（13-1 号・13-2 号を含む）及び様式第 1 5 号（15-1 号～15-4 号を含む）を入れること。

別紙4 予想されるリスク及び組合と事業者のリスク分担表

期間	リスク項目	概要	リスク分担	
			組合	事業者
全期間	入札説明書等	入札説明書、要求水準書等の誤記、提示漏れにより、組合の要望事項が達成されない等	○	
	契約締結	議会の否決及び事業者の事由による契約不調又は契約手続きの遅延リスク		○
		組合の事由による契約不調又は契約手続きの遅延リスク	○	
	計画変更	組合の指示による事業範囲の縮小、拡大等	○	
		上記以外の事業者の事由によるもの		○
	制度・法令変更	本事業に係る関係法令・許認可の変更・設立等に係るリスク	○	
		本事業のみならず広く一般に適用される関係法令・許認可の変更等に係るリスク		○
	税制度変更	事業者の利益に課せられる税制度の変更(例:法人税等の変更)、新税の設立に伴うリスク		○
		上記以外の税制度の変更、新税の設立に伴うリスク	○	
	政治	政策方針の変更による事業中止、コスト増大リスク	○	
	許認可取得	事業者が取得すべき許認可の遅延リスク		○
		組合が取得すべき許認可の遅延リスク	○	
	応募コスト	応募費用に関するもの		○
	住民対応	事業者が実施する業務に起因する住民対応に係るリスク		○
		住民対応に伴う計画遅延・仕様アップ・管理強化による操業停止・コストの増大リスク	○	
	第三者賠償	事業者が実施する業務に起因する事故等に対する賠償リスク		○
		上記以外の組合の事由により発生する事故等に対する賠償リスク	○	
	不可抗力	天災等の不可抗力によるリスク	○	
		天災等の不可抗力によるリスク(軽微なもの)		○
	債務不履行	事業者の事由による事業破綻、契約破棄、契約不履行のリスク		○
組合の事由による事業破綻、契約破棄、契約不履行のリスク		○		
事故発生リスク	事業者の事由において発生する事故		○	
	組合の事由において発生する事故	○		



期間	リスク項目	概要	リスク分担	
			組合	事業者
設計段階	測量・調査	事業者が実施した地形・地質等現地調査の不備に伴う計画・仕様変更によるコスト増大リスク		○
		組合が実施した地形・地質等現地調査の不備に伴う計画・仕様変更によるコスト増大リスク	○	
	設計	事業者の設計ミス等に基づく遅延によるコスト増大リスク		○
		組合の要求水準を超える指示に基づいた変更によるコスト増大リスク	○	
	計画変更・遅延	事業者の事由による計画変更、遅延によるコスト増大リスク		○
		組合の事由による計画変更、遅延によるコスト増大リスク	○	
建設段階	用地	入札説明書等などから予見できない事業用地の土壌汚染・埋蔵物等による費用の増加	○	
	建設着工遅延	組合の指示、提示条件の不備、変更によるもの	○	
		上記以外の要因によるもの		○
	工事遅延	資材調達、工程管理等の事業者の事由に基づく工事遅延によるコスト増大リスク		○
		組合の事由に基づく工事遅延によるコスト増大リスク	○	
	工事費増大	事業者の事由による工事費の増大リスク		○
		組合の提示条件不備に基づく工事工程、工事方法の変更による工事費の増大リスク	○	
	物価変動	一定の許容範囲を超えた物価変動に係る費用増加分の負担（設計・建設段階）	○	
		一定の許容範囲を超えない物価変動に係る費用増加分の負担（設計・建設段階）		○
	一般的損害リスク	工事目的物、材料に関して生じた損害		○
	交付金等	事業者の事由により予定していた交付金額が交付されないリスク又は事業者の事由により交付金の交付が遅延し、事業開始が遅延するリスク		○
		その他の事由により予定していた交付金額が交付されないリスク又はその他の事由により交付金の交付が遅延し、事業開始が遅延するリスク	○	
試運転・引渡性能試験	試運転・引渡性能試験の結果、要求水準書で要求する性能未達によるコスト増大、遅延リスク		○	
	試運転・引渡性能試験に要するごみの供給等のリスク	○		
環境保全	事業者が実施する業務に起因する有害物質の排出、騒音、振動等の周辺環境の悪化及び法令上の規制基準不適合に関するリスク		○	
運転段階	ごみ量・ごみ質	災害廃棄物によりごみ量・ごみ質が変動したときのコスト増大リスク	○	

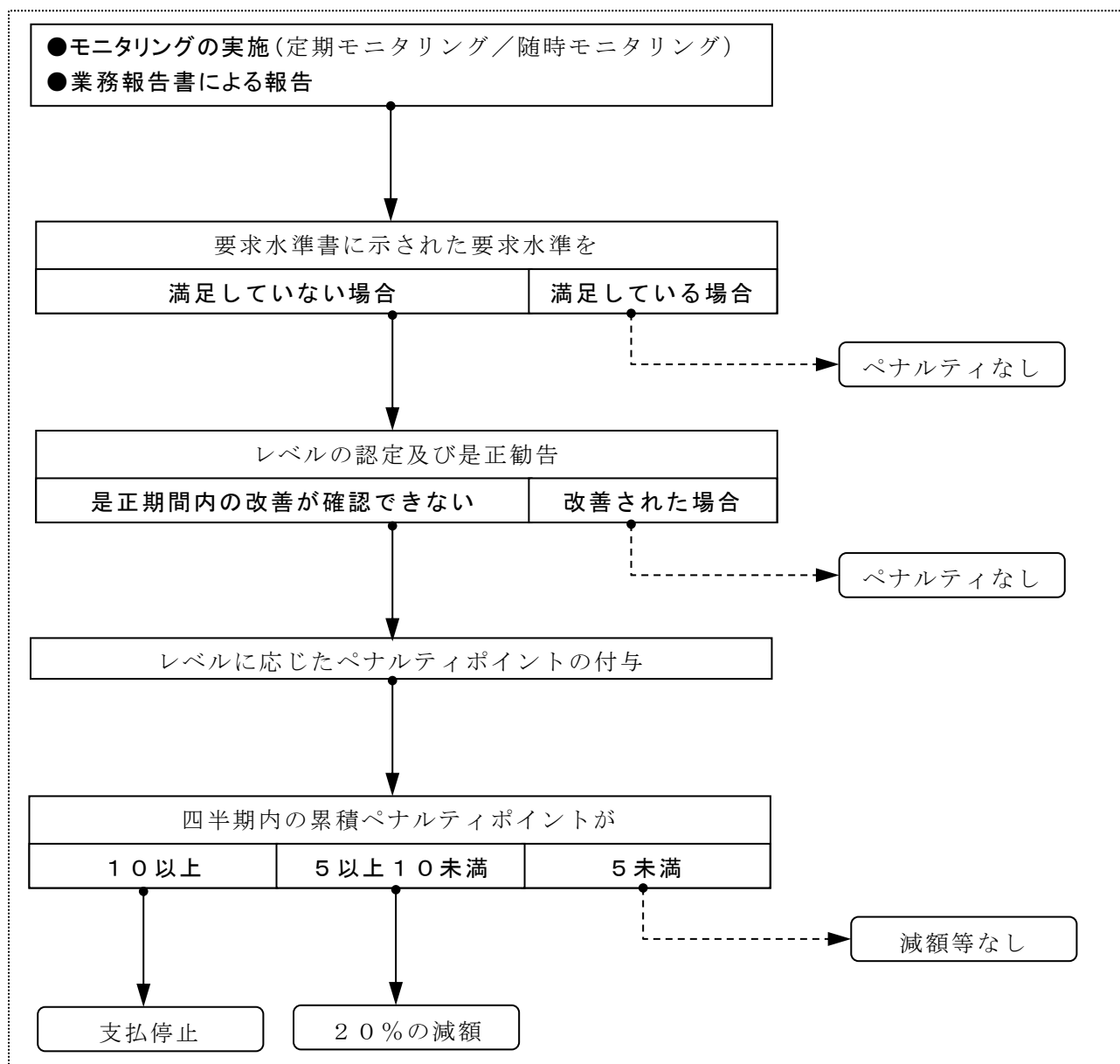
期間	リスク項目	概要	リスク分担	
			組合	事業者
運転段階	物価変動	一定の範囲を超えた物価変動に係る費用増加分の負担(運転段階)	○	
		一定の範囲を超えた物価変動に係る費用減少分の負担(運転段階)		○
		一定の範囲を超えない物価変動に係る費用増加分の負担(運転段階)		○
		一定の範囲を超えない物価変動に係る費用減少分の負担(運転段階)	○	
	性能リスク	工事目的物、材料に関して生じた損害(要求水準の不適合)		○
	性能未達	本施設が契約に規定する仕様及び性能の達成に不適合で、改修が必要となった場合のコスト増大リスク		○
		組合の事由により契約に規定する以上の性能を満足するために改修が必要となった場合の外部へのごみ処理委託費、調査費、改修費等のコスト増大リスク	○	
	環境保全	事業者の適正運転を前提とし、有害物質の排出、騒音、振動等の周辺環境の悪化及び法令上の規制基準不適合に関するリスク	○	
性能確保	性能確保のための維持管理に係るリスク	○		
解体段階	工事遅延	資材調達、工程管理等の事業者の事由に基づく工事遅延によるコスト増大リスク		○
		組合の指示等の事由に基づく工事遅延によるコスト増大リスク	○	
	工事費増大	事業者の事由による工事費等の増大リスク		○
		組合の提示条件に関する瑕疵及び指示に基づく工事工程、工事方法の変更による工事費増大リスク	○	
運転期間終了時	運転期間終了時の諸手続に係るコスト増大	運転期間終了時の諸手続に係る事業者の事由によるコスト増大リスク		○
		運転期間終了時の諸手続に係る組合の事由によるコスト増大リスク	○	

## 別紙5 (参考) 運転管理モニタリング実施要領等

### 1 モニタリングの実施要領

組合は、運転期間にわたり、運転管理の実施状況についてモニタリングし、契約に定められた業務を確実に遂行しているかについて確認する。

その結果、運転管理事業者の業務内容が基本契約、運転管理業務委託契約又は要求水準書若しくは事業者提案又は業務マニュアル等示される運転管理に関する内容を満足していないと組合が判断した場合、以下のフローに示す手続き（四半期毎）により、是正勧告、委託料の減額等の措置をとるものとする。



## 2 委託料の減額方法

### (1) 減額等の対象

減額等の対象となる支払は、各四半期において組合が支払う委託料とする。

### (2) 減額等の措置を講じる事態

運転管理事業者の責任により、基本契約、運転管理業務委託契約又は要求水準書若しくは事業者提案又は業務マニュアル等に示される運転管理に関する内容を履行していないことにより、以下に示す状態に陥った場合又は陥ることが想定される場合に減額等の措置を講じる。

レベル 1	是正しなければ、本施設の運転に軽微な影響を及ぼすことが想定される場合
レベル 2	是正しなければ、本施設の運転に比較的重大な影響を及ぼすことが想定される場合

### (3) 減額等の決定過程

ア レベル 1 又はレベル 2 の状態に陥っていることが、業務報告書又はモニタリング結果から明らかになった場合、組合は、その程度、緊急度等を勘案し、運転管理事業者に相当な是正期間を提示する。

イ 運転管理事業者は、組合の提示する是正期間内にレベル 1 又はレベル 2 の状態を改善することにより、ペナルティポイントの付与を免れるが、組合の提示する是正期間を経過しても改善されない場合、1 日につき、レベル 1 は 1 ポイント、レベル 2 は 2 ポイントのペナルティポイントを付与する。

ウ 組合及び運転管理事業者は、ペナルティポイントのカウントに際し、必要に応じて協議することができる。

### (4) 委託料の減額の金額算定方法

ア ある四半期の累積ペナルティポイントが以下に規定する基準に達した場合は、当該四半期における業務遂行を支払の対象とする支払期日における委託料について、以下に規定される減額等の措置が実施されるものとする。

累積ペナルティポイント	減額等の措置内容
5 未満	減額等なし
5 以上 10 未満	20%の減額
10 以上	支払停止

イ アに従い実施される累積ペナルティポイントの加算は、四半期毎になされるものとし、複数の四半期にわたって改善されない同一の改善点についても、新しい四半期に

おいては、再び、0 から加算されるものとする。

### 3 契約の解除

累積ペナルティポイントが10 以上の場合、支払停止とする。また、翌期の委託料支払期間における累積ペナルティポイントが5 以上であれば、契約を解除することができる。